盛岡市監査委員告示第８号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第１項，第２項及び第４項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 25 年２月 27 日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男
同　藤　尾　善　一
同　佐　藤　敬　三
同　川　村　幸　子

１　定期監査の結果の報告　平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 85 号
２　対象部署及び事項　財政部，議会事務局及び会計課に係る指摘事項
３　措置を講じた旨の通知　別添のとおり。

24　盛税第 120 号
平成 24 年 12 月 21 日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男
盛岡市監査委員　藤　尾　善　一
盛岡市監査委員　佐　藤　敬　三
盛岡市監査委員　川　村　幸　子　様

盛岡市長　谷　藤　裕　明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け　24 盛監第 85 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

１　指摘事項（課名等　財政部市民税課）

(1) 公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが８件見られたので，適正な事務の執行を求める。

(2) 寄附の受領に当たり，決裁を得ていないものが１件見られたので，適正な事務の執行を求める。

２　措置の状況

(1) 公印使用について

ア　措置の内容

公印取扱規程（平成 15 年訓令第 22 号）に係る課内研修を実施し，規程遵守を徹底した。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

ふるさと納税「もりおか元気応援寄附金」について，電話又は来庁による寄附の申出時等において，公印管理者及び公印取扱者全てが不在であったため，事後承認を前提として文書発出を先行し，事後の承認印を押印しなかったことが原因である。再発防止策として，公印取扱者の指定を 1 名増員するとともに，平成 24 年 12 月４日，公印取扱規程第８条の規定に係る課内研修を実施し 規程遵守について周知徹底した。今後においては，適正な事務の執行に努める。

(2) 寄附の受領について

ア　措置の内容

市長内部部局専決及び代決に関する規程(昭和 33 年訓令第４号)に係る課内研修を実施し，規程遵守について周知徹底した。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

寄附金受領の決裁区分を誤認したことが原因である。再発防止のため，関連規定に係る課内研修を実施し，規定遵守について周知徹底した。今後は適正な事務の執行に努める。

24　盛資第 170 号
平成 24 年 12 月 25 日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男
盛岡市監査委員　藤　尾　善　一
盛岡市監査委員　佐　藤　敬　三
盛岡市監査委員　川　村　幸　子　様

盛岡市長　谷　藤　裕　明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 85 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

１　指摘事項（課名等　財政部資産税課）

(1) 公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが３件見られたので，適正な事務の執行を求める。

(2) 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり，所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務について，時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されているものが４件見られた。当該時間外勤務手当及び休日勤務手当について，返納の手続を行うことを求める。

(3) 時間外勤務手当の支給に当たり，合計時間数の算定誤りにより，支給額に誤りのあるものが１件見られた。当該時間外勤務手当について，追給の手続を行うことを求める。

２　措置の状況

(1) 公印使用について

ア　措置の内容

公印取扱規程に則り，公印を適正に使用するよう管理職，文書主任，事務担当者及びその他の課員全員に対して指導した。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

管理職，文書主任によるチェック及び事務担当者の公印の取扱いについての認識が十分でなかったことが原因である。今後は，管理職を始めとする全職員が，公印取扱規程等の関係例規を習熟するとともに，公印使用時の必要な事務手続きが行われているかを公印管理者，公印取扱者，係長の複数職員で確認する体制をとり，再

発防止に努める。

(2) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務等について

ア　措置の内容

指摘があった時間外勤務手当及び休日勤務手当については，平成 24 年 12 月 19 日までに返納を完了した。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

本人及び所属長の決裁内容等について，確認不足によるものであった。同様の事例を発生させないよう，全職員に周知徹底するとともに，今後においては，決裁時及び集計時に所属長，本人及び庶務担当者複数での確認を徹底し，再発防止に努める。

(3) 合計時間数の算定誤りについて

ア　措置の内容

指摘があった時間外勤務手当について，再計算し，平成 24 年 11 月 28 日までに追給の手続を行った。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

所属長及び庶務担当者の確認不足によるものであった。今後は，時間外勤務命令表記入の際に内容が正確に記載されているかなどについて，本人に確認させるとともに，勤務実績報告書作成時には，庶務担当者，係長，所属長の複数体制で時間外勤務命令表の内容の再確認を必ず行うことにより，チェックを強化し，再発防止に努める。

24 盛納第 2168 号
平成 25 年 1 月 31 日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男
盛岡市監査委員　藤　尾　善　一
盛岡市監査委員　佐　藤　敬　三
盛岡市監査委員　川　村　幸　子　様

盛岡市長　　谷　藤　裕　明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 85 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1　指摘事項（課名等　財政部　納税課）

(1) 公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが 81 件見られたので，適正な事務の執行を求める。

(2) 無効とすべき見積書により業務委託契約を締結しているものが 1 件見られたので，適正な事務の執行を求める。

(3) 業務委託の見積徴取に当たり，随意契約見積通知書の仕様書に上限価格を記載しているものが 1 件見られたので，適正な事務の執行を求める。

(4) 市税等の収納に当たり，盛岡市歳入金領収証書及び領収証書交付確認書に課長等の検印がないものが見られたので，適正な事務の執行及び要領等の整備を求める。

(5) 時間外勤務手当の支給に当たり，所属長の決裁を得ていない時間外勤務について，時間外勤務手当が支給されているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について，返納の手続きを行うことを求める。

(6) 時間外勤務手当の支給に当たり，時間外・休日勤務命令表の勤務区分の記載誤りにより，支給額に誤りがあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について，返納の手続きを行うことを求める。

2　措置の状況

(1) 公印の使用について

ア　措置の内容

公印取扱規程及び盛岡市本庁等文書規定等の規定に則り，公印を適正に使用するよう決裁権者である管理職，事務担当者及びその他の職員全員に対して指導した。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

管理職等による指導及び公印管理者等の公印管理並びに事務担当者の公印の取扱についての認識が十分ではなかったことが原因である。管理職を始めとする職員全員が公印取扱規程及び盛岡市本庁等文書規程等の関係例規を習熟・遵守のため，課内研修を実施した。今後は，公印管理者の管理を徹底して再発防止に努める。

(2) 契約事務係る見積書の不備について

ア　措置の内容

契約事務に係る記載事項の不備については，契約検査課作成の契約事務の手引きに従って適正に事務処理を行うように，決裁権者である管理職，事務担当者及びその他の職員全員に対して指導した。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

管理職等による指導及びチェック並びに事務担当者の契約事務に対する認識が十分ではなかったことが原因であり，契約事務について課内研修を実施した。今後は，管理職を始めとする職員全員に対し，起案内容の確認を徹底させ再発防止に努める。

(3) 契約事務に係る仕様書の不備について

ア　措置の内容

契約事務に係る記載事項の不備については，契約検査課作成の契約事務の手引きに従って適正に事務処理を行うように，決裁権者である管理職，事務担当者及びその他の職員全員に対して指導した。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

契約担当者が誤ってプロポーザル時の仕様書を使用したこと及び管理職等によるチェックがなかったことが原因である。今後は，契約事務に当たり管理職を始めとする職員全員に対する指導を徹底するほか，相互確認を徹底して再発防止に努める。

(4) 委託領収書の検印について

ア　措置の内容

委託領収書の検印については，平成 19 年 3 月 29 日付け財政部長決裁「納税課課長専決事項のうち課長補佐及び副主幹に委任する専決権限について」に従って適正に事務処理を行うように，専決権限を委任されている職員等を指導した。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

平成 19 年 3 月 29 日付け財政部長決裁の委任されている専決権限に対する認識が十分ではなかったこと及び事務処理に対する管理職等の指導が徹底されていなかったことが原因である。「市長内部部局専決及び代決に関する規程」を始めとする規程等について課内研修を行い，意識統一を図った。今後は，課内相互で事務全般の確認を徹底して再発防止に努める。

(5) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務について

ア　措置の内容

指摘があった時間外勤務について，平成 24 年 12 月 12 日までに返納の手続きを行った。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

本人及び庶務担当者，所属長等決裁者の確認不足によるものであった。同様の事例を発生させないよう，全職員に周知徹底するとともに，今後においては，決裁時及び集計時に，所属長等決裁者及び庶務担当者の確認を徹底し，再発防止に努める。

(6) 勤務区分の記載誤り

ア　措置の内容

指摘があった時間外勤務手当について再計算し，平成 24 年 12 月 12 日までに返納の手続きを行った。

イ　原因，予防策及び経過等を含めた内容

本人及び庶務担当者，所属長等決裁者の確認不足によるものであった。今後は，時間外勤務命令表記入の際に内容が正確に記載されているかなどについて，本人に確認することを徹底させるとともに，勤務実績報告書作成時には，庶務担当者，係長，所属長の複数体制で時間外勤務命令表の内容の再確認を必ず行うことにより，チェックを強化し,再発防止に努める。

24 盛 議 第 119 号
平成 25 年 1 月 15 日

盛岡市監査委員　藤　尾　善　一
盛岡市監査委員　佐　藤　敬　三
盛岡市監査委員　川　村　幸　子　様

盛岡市議会議長　村　田　芳　三

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 85 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1　指摘事項（課名等　議会事務局　議事総務課　）

公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが 13 件見られたので，適正な事務の執行を求める。

2　措置の状況

(1) 措置の内容

所属職員に対し，局内会議及び課内会議において，盛岡市議会公印規定の遵守について徹底するよう指導した。

(2) 原因，予防策及び経過等を含めた内容

議決議案証明の交付に当たり，決裁後，口頭による使用承認のみで対応し，原議への公印使用承認の押印をしなかったことが原因である。公印使用に当たっては，必ず使用時に使用承認手続きを行なうよう保管者等及び公印使用者を指導するとともに，保管者等及び公印使用者は，原議への公印使用承認の押印を必ず相互で確認することとし，再発防止に努める。

24　盛 会 第 21 号
平成 25 年 1 月 15 日

盛岡市監査委員　熊　谷　喜美男
盛岡市監査委員　藤　尾　善　一
盛岡市監査委員　佐　藤　敬　三
盛岡市監査委員　川　村　幸　子　様

盛岡市長　谷　藤　裕　明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 11 月 30 日付け 24 盛監第 85 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1　指摘事項（課名等　会計課　）

公印の使用に当たり，使用承認を得ていないものが２件見られたので，適正な事務の執行を求める。

2　措置の状況

(1) 措置の内容

公印使用に当たっては，公印取扱規程の遵守を徹底するよう課員全員で確認した。また，公印を使用する際は必ず承認を得る旨，課内に掲示し周知徹底した。

(2) 原因，予防策及び経過等を含めた内容

公印の取扱いについての認識が十分でなかったことが原因である。今後は，公印取扱規程及び盛岡市本庁等文書規程の遵守を徹底するとともに，公印管理者等及び公印使用者は必ず公印使用承認の原議への押印を相互で確認することとし，再発防止に努める。